

JICFS/IFDB

簡単登録シート

消費税追加項目の説明

2019年 10月 1日 初版

一般財団法人 流通システム開発センター
JICFSグループ

1. JICFSの対応

JICFSでは消費税法改正に伴う「軽減税率の導入」と「一体資産の設定」について、以下の通りに対応します。

① 税率について

標準税率（10%）又は軽減税率（8%）を判別するために「税率区分」を新設します。

② 一体資産について

一体資産かどうかを判別するために、「一体資産フラグ」を新設します。

2. 消費税追加項目の説明

① 税率区分（文字種：半角数字、文字数：1）

税率区分	説明
1	標準税率
2	軽減税率

② 一体資産フラグ（文字種：半角数字、文字数：1）

商品が「一体資産」の場合は、「1」を設定してください。

3. 軽減税率の説明

- ① 軽減税率の対象品目は、「飲食料品」と「新聞」です。
- ② JICFSには「新聞」の登録はないので、「飲食料品」が対象です。
- ③ 「飲食料品」に対応するJICFS分類は「大分類：1（食品）」です。
但し、酒類とタバコは除きます。



4. 一体資産の説明

「一体資産」とは、例えば、おもちゃ付きのお菓子のように、次の（イ）及び（ロ）のいずれにも該当するものをいいます。

- （イ） 食品と食品以外の資産があらかじめ一つの資産を形成し、又は構成しているもの
- （ロ） 一つの価格のみが提示されているもの

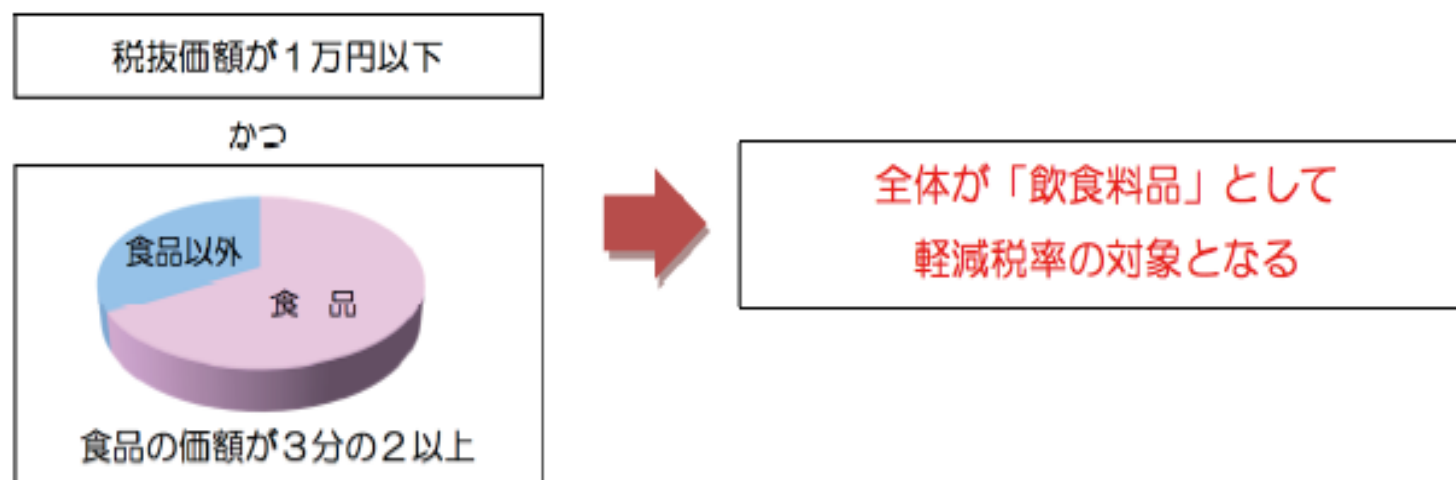


（国税庁 消費税軽減税率制度の手引き（平成30年8月版）引用）

5. 一体資産と軽減税率の説明

「一体資産」の譲渡は、原則として軽減税率の対象ではありませんが、次のいずれの要件も満たす場合は、飲食料品の譲渡として、その全体が軽減税率の対象となります。

- ① 一体資産の譲渡の対価の額（税抜価額）が1万円以下であること
- ② 一体資産の価額のうちに当該一体資産に含まれる食品に係る部分の価額の占める割合として合理的な方法により計算した割合が3分の2以上であること



(国税庁 消費税軽減税率制度の手引き (平成30年8月版) 引用)

